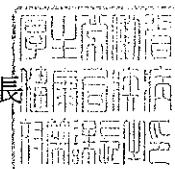


健疾発 0401 第 3 号  
平成 25 年 4 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



### 血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲について

標記については、平成 17 年 4 月 1 日健疾発第 0401003 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」の 6 (2) において、「治療研究事業の対象となる医療は、先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症並びに当該疾患に付随して発現する傷病に対する医療であること」と示しているところであるが、医療機関によってその取扱いに差異があるとの意見があることから、同規定の考え方について、下記のとおり示すので、貴職におかれでは、選定医療機関に対し周知を図るとともに、事業の適正な運用をお願いする。

#### 記

- 1 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象となる医療の範囲は、次のとおりである。
  - (1) 対象疾患に対する医療処置
  - (2) 対象疾患の一部と見なされる疾病又は状態に対する医療処置
  - (3) 対象疾患が誘因となることが明らかな疾病又は状態に対する医療処置
- 2 前記 1 のほか、対象疾患の治療又は検査に関連して副次的に発生した疾病又は状態に対する医療処置のうち、行われた治療又は検査が対象疾患に対して通常行われている範囲内のものであり、患者の一般状態や対象疾患の病状から考えてもその治療又は検査が妥当であると見なされ、なおかつ十分な注意を払い適切な処置を行ったにもかかわらず、副次的な疾病又は状態の発生を回避することができなかつたと判断される場合は、本事業の対象となり得る。

